

令和4年度
九度山町事業復活奨励金
申請要領

新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化により、自らの事業判断によらず
需要の減少又は供給の制約などの影響を大きく受けている中小法人・個人事
業者（農業者・フリーランスを含む）の皆さんに対し、事業の継続及び立て直
しのため、事業全般に広く使っていただける奨励金を給付します。

申請受付期間

令和4年11月1日（火）～令和5年1月31日（火）

《上記期間以外の受付は行わないため、ご注意ください。》

申請受付窓口（①②いずれかの窓口に提出してください。）

★各窓口で受付開始期間が異なりますのでご注意ください。

① 九度山町商工会事務局（電話 0736-54-4268）

【受付期間】 令和4年11月1日（火）～令和5年1月31日（火）

【受付時間】 午前9時～午後5時

【定休日】 土日祝日・12月30日～1月4日

② 九度山町役場 産業振興課（電話 0736-54-2019）

【受付期間】 令和4年12月1日（木）～令和5年1月31日（火）

【受付時間】 午前9時～午後5時

【定休日】 土日祝日・12月29日～1月3日

奨励金の概要

交 付 額 1件あたり5万円

給付対象者

■個人事業主

基準日（令和4年10月1日）において、九度山町に住所を有する個人事業主（農業者・フリーランスを含む）で、令和3年分の確定申告において事業収入の申告をしている事業者

※確定申告書で、下記「収入金額等」欄の「ア」「イ」欄いずれかに金額が記載されている個人事業者又は「カ」「ク」「ケ」欄いずれかに金額が記載されているフリーランスが対象となります。

収入金額等	事業	営 業 等	ア			
		農 業	イ			
	不 動 産	利 子	配 当	ウ		
				エ		
	雑	給 与	公 的 年 金 等	オ		
				業 務	カ	
				そ の 他	キ	
	総 合 譲 渡	一 般	短 期	ク		
			長 期	ケ		
				コ		
			サ			
			シ			

【↑確定申告書「収入金額等」欄の確認場所】

★新規開業者★

令和4年1月1日以降に新規に開業（農業者の場合は就農・フリーランスの場合は契約）し、同年10月1日に九度山町に住所を有する個人事業主（農業者・フリーランスを含む）で、令和3年分の確定申告又は令和4年度分の町県民税の申告を行うことができない者については、下記条件を満たすことで対象となります。

- ①【個人事業主の場合】税務署に「開業届」を提出している者
 【農業者の場合】農業を営んでいることを証明できる者
 【フリーランスの場合】契約に基づく収入が証明できる者
- ②令和4年分の確定申告又は令和5年度分の町県民税の申告を行うことを誓約できる者

※新規開業者が申請する際に必要な添付書類は、4ページの『申請に必要な書類（新規特例）』も合わせてご確認ください。

■法人

基準日（令和4年10月1日）において、九度山町に本社を置く法人で、九度山町に（申請日の属する事業年度の直前の事業年度分の）法人住民税の確定申告を行っている法人

※法人税の確定申告書の「法人事業概況説明書」中、「売上（収入）高」に金額が記載されている法人が対象となります。

10	売上（収入）高	
	上記のうち兼業売上（収入）高	
主要科目 売上原価のうち	売上（収入）原価	
	期首棚卸高	
	原材料（仕入高）	
	労務費	
	外注費	
	期末棚卸高	
	減価償却費	
	地代家賃	

【↑法人事業概況説明書の「売上（収入）高」の確認場所】

★新規設立法人★

令和3年11月1日以降に法人を設立し、令和4年10月1日に九度山町内に本店又は主たる事務所を有する法人で、事業年度途中であるために申請日の属する直前の確定申告を行うことができない法人については、下記条件を満たすことで対象となります。

- ①税務署に「法人設立届出書」を提出している法人
- ②申請日の属する事業年度の確定申告を行うことを誓約できる法人

※新規設立法人が申請する際に必要な添付書類は、4ページの『申請に必要な書類（新規特例）』も合わせてご確認ください。

共通事項

■個人事業主・法人共通

- ◎今後も事業を継続及び立て直ししていくことを誓約できる事業者・法人
- ◎九度山町の町税・使用料等の滞納がない事業者・法人

※副業者（確定申告書上、事業収入以外に主たる収入がある方）も給付対象となります。

※以下の事業者は、給付対象外となります。

「宗教上の組織又は団体」「政治団体」「暴力団と密接な関係がある者」

申請に必要な書類（基本）

申請者全員が必要な書類

① 奨励金交付申請書（様式第1号）

※5ページの『記入例』を参考に記入してください。

② 確定申告書類の写し（コピー）

【個人事業主の場合】

◎確定申告をしている場合

令和3年分の確定申告書「第一表」の写し（1枚）

◎町県民税の申告している場合

令和4年度分町民税・県民税申告書の写し（1枚）

【法人の場合】

◎申請日の属する事業年度の直前の事業年度分の法人住民税 確定申告書（第20号様式）の写し【九度山町に申告したもの】（1枚）

◎上記と同じ事業年度分の法人税 確定申告書に添付した「法人事業概況説明書」の写し【税務署に申告したもの】（1枚）

③ 誓約書（様式第2号）

※「住所」「事業者名（屋号）」「代表者名」を記入して提出してください。

④ 通帳の写し

※「通帳の表面の写し」「通帳を開いた1・2頁目の写し」を提出してください。

※法人の場合は、法人名の通帳の写しを提出してください。

⑤ 提出書類チェックシート

※準備できた提出書類の「チェック」欄に☑を記入して提出してください。

個人事業主の方のみ必要な書類

⑥ 本人確認書類の写し（1枚）

※申請者の「氏名」「住所」「生年月日」が確認できる書類（運転免許証・保険証・マイナンバーカードのいずれか1つ）の写しを提出してください。

フリーランスの方のみ必要な書類

⑦ 業務委託契約書等の写し（1枚）

※申請者が、その雇用者ではない者との間で締結する業務委託等の契約書で、契約を締結した当事者の記名押印があるものの写しを提出してください。

申請に必要な書類（新規創業者特例）

新規開業者

令和4年1月1日以降に新規に開業（農業者の場合は就農・フリーランスの場合は契約）し、同年10月1日に九度山町に住所を有する個人事業主（農業者・フリーランスを含む）で、令和3年分の確定申告又は令和4年度分の町県民税の申告を行うことができない者が、「②確定申告書類の写し」に代えて添付する書類

【個人事業主の場合】

- ◎税務署に提出した「開業届」の写し
※税務署による受付印のある開業届の写し

【農業者の場合】

- ◎農業を営んでいることを証明できる資料
（例）・直売所や農協など出荷先からの振込明細書
・肥料や農機具を購入した際の領収書（申請者名・日付の記載があるもの）の写しなど
※上記資料の確認に加え、農業委員会へ耕作している者であるかの照会を行います。

【フリーランスの場合】

- ◎契約に基づく収入が確認できる資料
（例）雇用契約によらない業務委託契約等を締結している相手先からの給与等の振込明細書など

新規設立法人

令和3年11月1日以降に法人を設立し、令和4年10月1日に九度山町内に本店又は主たる事務所を有する法人で、事業年度途中であるために申請日の属する直前の確定申告を行うことができない法人が、「②確定申告書類の写し」に代えて添付する書類

- ◎税務署に提出した「法人設立届出書」の写し
※税務署による受付印のある法人設立届出書の写し
- ◎令和4年10月1日以降に発行された法人登記事項証明書
※本店又は主たる事務所の住所が九度山町にある法人が対象となります。

九度山町長 岡 本 章 様

九度山町事業復活奨励金交付申請書

私は、新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化により、自らの事業判断によらず需要の減少又は供給の制約などの影響を受けている現状において、事業の継続及び立て直しのため、交付要綱第5条に基づき奨励金の交付を受けたく、関係書類を添えて申請します。

申請者 (法人の場合) 代表者	住所	九度山町九度山1190番地
	氏名	九度山 太郎
法人名又は商号		■■■■農園（法人の場合は、法人名を記入）
事業所の所在地		九度山町九度山1190番地
連絡先		0736-54-▲▲▲▲

《申請内容》 ※申請者の事業形態に合わせ☑を記入してください。

事業形態	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 法人（新規創業者） <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 個人（新規創業者）
------	--

事業種別	農業（法人又は個人事業主の場合は、確定申告時の業種を記入）
------	-------------------------------

申請額	5 0 0 0 0 円
-----	-------------

《給付金振込口座情報》 ※法人の場合は、法人名の口座を記入してください。

口座名義人 (カナ)	クドヤマ タロウ														
銀行振込の場合					口座番号										
紀陽	銀行	九度山	支店	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	●	●	●	●	●	●	●				
	農協		出張所	<input type="checkbox"/> 当座											
郵便局の通帳に振込の場合			通帳記号			通帳番号									
			1	▲	▲	▲	0	-	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲

↑振込先が郵便局の通帳の場合のみ記入してください。

申請に関する注意事項

- ① 一度この奨励金の給付を受けた事業者は、再度交付申請をすることはできません。
- ② 同一の方が複数の事業者の代表者となっている場合は、奨励金は一つの事業者のみに給付します。
- ③ この奨励金は、町内で事業を行っていても、町外に住所を有する個人事業者（農業者を含む）は対象となりません。
- ④ この奨励金は、事業所得として所得税・住民税等の課税対象となります。ただし、奨励金の給付額を含めた1年間の収入から、経費を差し引いた収支が赤字となる場合には、税負担は生じません。
- ⑤ 新規事業者の場合は、申請日が属する年の確定申告等を行うことが条件です。

申請受付窓口

(①②いずれかの窓口に提出してください。)

★各窓口で受付開始期間が異なりますのでご注意ください。

① 九度山町商工会事務局（電話 0736-54-4268）

【受付期間】 令和4年11月1日（火）～令和5年1月31日（火）

【受付時間】 午前9時～午後5時

【定休日】 土日祝日・12月30日～1月4日

【住所】 〒648-0101 伊都郡九度山町九度山 1186 番地

② 九度山町役場 産業振興課（電話 0736-54-2019）

【受付期間】 令和4年12月1日（木）～令和5年1月31日（火）

【受付時間】 午前9時～午後5時

【定休日】 土日祝日・12月29日～1月3日

【住所】 〒648-0198 伊都郡九度山町九度山 1190 番地

九度山町事業復活奨励金Q&A

制 度 概 要	1	事業の継続及び立て直しを支る事業全般に広く使える奨励金とのことですが、具体的にはどのようなことに使えますか？	<p>・事業継続及び立て直しにかかる経費</p> <p>(例) チラシ等の広報宣伝費、割引チケット等の誘客促進費 新たな販路開拓事業費、新しい機器等の購入費 高騰している農薬・肥料等の購入費 高騰している原材料費等の購入費など</p> <p>※事業全般に広く自由に使っていただくことができます。</p>
	2	住民票は九度山町ですが、町外で事業を行っています。今回の奨励金の対象にはなりますか？	<p>対象となります。</p> <p>ただし、確定申告等で事業収入の申告をされている方が対象となります。</p>
	3	事業所が町内にありますが、町外に住んでいます。その場合は対象になりますか？	対象となりません。
	4	兼業農家をしています。給料とは別に農協等に農作物を出荷しており、確定申告等をしてはいますが、対象となりますか？	農業による売り上げも申告されているため、対象となります。
	5	給与所得者で、兼業で農業をしているが、令和3年分の農業所得が20万円以下で確定申告は不要だったため、農業収入の申告はしていませんでした。この場合、対象となりますか？	<p>役場税務課に対して、町県民税申告により農業収入を申告すれば、奨励金の給付対象となります。</p> <p>※給与所得者（給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額（医療費控除、基礎控除等を除く）を差し引いた残りの金額が150万円以下の方）で、事業（農業）所得の合計額が20万円以下の方は、事業（農業）収入の確定申告は不要であると定められています。</p> <p>この場合は、町県民税申告により、事業（農業）収入を申告してください。</p>
	6	令和4年に入ってから事業を開始しており、まだ確定申告はできませんが、対象になりますか？	<p>条件を満たせば対象となります。</p> <p>※詳細は、役場産業振興課へお問い合わせください。</p>
	7	以前から九度山町で事業を行っていたが、令和4年に入ってから住所を九度山町に移したのですが、対象となりますか？	<p>条件を満たせば対象となります。</p> <p>※詳細は、役場産業振興課へお問い合わせください。</p>

申請関係	8	記入を間違ってしまった場合はどうすればいいですか？	訂正したい部分に二重線を引き、近くに正しい内容を記載してください。
	9	申請から振込までの流れはどのようなものですか？	申請を受け付けて、審査を行います。適正と認められた場合は、交付決定通知書をお送りします。その後、申請書に記載の振込先に入金いたします。（申請を受け付けてから振込までは1ヶ月程度かかります。）
添付書類	10	確定申告書の控えを紛失しましたが、どうすればいいですか？	役場税務課で、所得証明書を発行してもらい、確定申告書の代わりに提出してください（200円の手数料が必要です）。 税務課で交付申請をする際は、窓口で「税務証明・閲覧交付申請書」の備考欄に「事業復活奨励金の申請に必要」と記入のうえ、税務課に申請してください。
	11	役場税務課で町県民税の申告をしましたが、申告書の控えが手元がありません。どうすればいいですか？	役場税務課で、町県民税の申告書の写しがほしい旨お伝えください。申告書の写しが交付されます。
	12	本人確認書類は、何を添付すればいいですか？	運転免許証、健康保険証、もしくはマイナンバーカードのいずれかの写しを提出してください。
	13	令和4年に入ってから事業を開始しており、まだ確定申告ができていないため、確定申告の写しを添付することができない。どうすればいいですか？	<p>【個人事業主の場合】 税務署に提出した「開業届」の写し</p> <p>【農業者の場合】 ・直売所や農協など出荷先からの振込明細書 ・肥料や農機具を購入した際の領収書（申請者名・日付の記載があるもの）の写しなど</p> <p>【フリーランスの場合】 業務委託契約等を締結している相手先からの収入が確認できる資料（振込明細書など）</p> <p>【法人の場合】 税務署に提出した「法人設立届出書」に加え、令和4年10月1日以降に発行された「法人登記事項証明書」</p>

奨励金に関する問合せ先

九度山町役場 産業振興課 商工係（電話 0736-54-2019）
〒648-0198 和歌山県伊都郡九度山町九度山 1190 番地

【2022. 10. 1 版】